

白石市公告第56号

公募型プロポーザルに関する公告

白石市情報資産管理システム更新業務について、公募型プロポーザルを実施するので、つぎのとおり公告する。

令和6年9月19日

白石市長 山田 裕一

1. 業務名

白石市情報資産管理システム更新業務

2. 業務及びプロポーザルの概要

本業務は、本市で所有する各種情報資産について、適正、安全な管理、運用を行うことにより、社会保障・税番号制度や高度化したサイバー攻撃に対応したセキュリティを確保し、安全で効率的な業務の遂行を図ることを目的とする。

については、事業実績や経験をもとに、より機能的かつ経済性の高い情報資産管理システムを提案できる事業者を、一定の基準で評価する、公募型プロポーザルを実施する。

3. 履行期間

契約締結日から令和12年2月28日まで。

システム稼働期間は令和7年3月1日から令和12年2月28日までの60か月間とする。

ただし、システムの稼働開始について令和7年3月31日より可能な場合は、システムの稼働開始日を含む月から60か月後の月末を契約期間及びシステム稼働期間の終期とする。

4. 参加資格

本業務のプロポーザルに参加できる事業者は、白石市競争入札参加資格者名簿の「物品の販売・製造、役務の提供」に登録されている者であり、次の要件のすべてを満たすこととする。

- ① 次の各号のいずれにも該当すること。
 - (1) 白石市建設工事等入札参加業者指名停止要領（昭和61年告示第32号）に基づく指名停止措置を受けていない者。
 - (2) 白石市暴力団排除条例（平成24年条例第26号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第4号に規定する暴力団員等に該当しない者。
 - (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者。
 - (4) 破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による再生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者又は民事再生法に基づく再生計画認可の決定（確定したものに限り。）を受けた場合は、この限りでない。
- ② プライバシーマーク・I SMS等の業務の履行に必要な認証を取得していること。
- ③ 別紙「白石市情報資産管理システム更新業務要件仕様書」の内容を確実に遂行でき、安定的かつ健全な経営能力を有していること。

5. 手続き等

- (1) 必要書類の配布
白石市情報資産管理システム更新業務プロポーザル実施要領、業務要件仕様書、提案書作成要領及び各様式等は、白石市ホームページで公表するので、適宜ダウンロードすること。
- (2) 必要書類の提出方法
参加表明書等の提出方法、提出期限及び提出先等については、実施要領等を参照すること。

6. 連絡先

白石市総務部デジタル推進課
住所：〒989-0292

白石市大手町1番1号

電話：0224-26-8228

E-mail：joho@city.shiroishi.miyagi.jp